

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		92.75点	入札価格が調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] 入札価格が価格点基準価格を上回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×価格点基準価格／入札価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の入札価格を価格最高点とする。なお、価格点基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項(2)に定める低入札価格調査基準価格又は同要領第4第2項(3)に定める基準算定基礎額(建設工事)のことをいう。ただし、同要領第4第2項(3)の場合には、価格点基準価格の下限値は低入札価格調査基準価格と同額とする。 ※3 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※4 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価格以外の評価点	工事成績	3.0点	評価点＝ 3点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2か年に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] なお、評価対象業種は「とび・土工・コンクリート工事」です。 <table><tr><th>工事成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>工事成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が86点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。(評価点の計算において、86点を上限とする。) ※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 ①業種ごとに評価する対象業種の場合は、同評価業種として対象期間に長野県が発注した全ての工事を対象とする。 ②すべての業種を対象とする場合は、業種区分に関係なく、対象期間に長野県が発注したすべての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。 ※6 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。	工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																						
令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						

価格以外の評価点	地域要件		1.0点	a 阿南町内に本店のある者	:1.0点					
	社会貢献	災害時応急活動	1.0点	令和8年度の小規模補修工事当番「土木」の登録又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、以下の期間内・該当地域において飯田建設事務所からの依頼を受けて災害応急活動を行った者 ・期間: 令和8年4月9日～5月8日 ・該当地域: 本件現場又は、阿南町内 【落札候補者資格審査時の提出書類】小規模補修契約書の写し及び公告に示す災害時応急活動を行った実績の写し	:1.0点					
		災害時緊急体制	0.5点	長野県被災建築物応急危険度判定士又は長野県砂防ボランティア協会に所属する斜面判定士を雇用している者 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 過去3か年間長野県砂防ボランティア協会に所属し、かつ斜面判定士の認定を受けている者を雇用する企業 <table border="1"><thead><tr><th>過去3か年間の期間</th><th>公告日</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年10月1日から令和7年9月30日</td><td>令和7年10月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和5年10月1日から令和8年9月30日</td><td>令和8年10月1日～令和9年9月30日</td></tr></tbody></table> 【落札候補者資格審査時の提出書類】資格者証等の写し及び雇用関係を証する書類	過去3か年間の期間	公告日	令和4年10月1日から令和7年9月30日	令和7年10月1日～令和8年9月30日	令和5年10月1日から令和8年9月30日	令和8年10月1日～令和9年9月30日
	過去3か年間の期間	公告日								
	令和4年10月1日から令和7年9月30日	令和7年10月1日～令和8年9月30日								
	令和5年10月1日から令和8年9月30日	令和8年10月1日～令和9年9月30日								
	技術者要件	技術者資格	0.5点	1級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者が配置できる者 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。 ただし、早期契約制度及びフレックス工期契約制度による発注案件については、工事開始日において配置できることが必要です。 ※3 若手(公告日現在で40歳未満)又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人の資格で評価することができる。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5－6号)、資格者証等の写し	:0.5点					
建設マネジメント		労働環境	1.0点	経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況(W1)が30点以上ある者 ※1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況(W1)は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。 【落札候補者資格審査時の提出書類】経営事項審査結果通知書の写	:1.0点					
	建設キャリアアップシステム	0.25点	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者 ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。 ※2 評価を申請した落札候補者は、誓約書(様式5－20号)の提出が必要。 【落札候補者資格審査時の提出書類】建設キャリアアップシステムを活用する誓約書(様式5－20号)	:0.25点						
小 計		7.25点								
総合評価点		100点	総合評価点 ＝ 価格点 ＋ 価格以外の評価点							